

平成 30 年 11 月 27 日

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様
(D P C 用) の更新について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」(平成 20 年厚生労働省告示第 95 号) が、平成 30 年 11 月 19 日付け厚生労働省告示第 388 号をもって一部改正されたことに伴い、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様 (D P C 用) (以下「記録条件仕様」という。) を更新しましたのでお知らせします。

なお、下記の改正内容については、平成 30 年 11 月 20 日から適用となります。

記

改正内容

記録条件仕様の「別表 2 7 診療区分コード」に以下を追加した。

- 「0 2 3 6 ギルテリチニブフマル酸塩」
- 「0 2 3 7 ロルラチニブ」
- 「0 2 3 8 イカチバント酢酸塩」